

令和5年6月28日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
調査官 村野 卓男
室長補佐 柏木 貴久子
労使関係第二係（内線 7667, 7668）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)3145

令和4年労使間の交渉等に関する実態調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	4 頁
結果の概要	
1 労使関係についての認識	5 頁
2 正社員以外の労働者に関する状況	5 頁
3 事項別労使間の交渉に関する状況	7 頁
4 団体交渉に関する状況	8 頁
5 労働争議に関する状況	10 頁
6 今後における労使間の諸問題の解決手段	10 頁
7 労働協約に関する状況	11 頁

調査の概要

1 調査の目的

労働組合を対象として、労働環境が変化中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態等を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次に掲げる16大産業

「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」

(3) 労働組合

令和3年労使関係総合調査（労働組合基礎調査）で把握した労働組合を母集団とし、上記(2)に掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合（単位組織組合及び単一組織組合（本部組合、連合扱組合及び支部等の単位扱組合））のうちから、産業、労働組合員数規模、都道府県、労働組合の種類別に層化して無作為に抽出した約5,200労働組合

3 調査事項

- (1) 労働組合の属性等に関する事項
- (2) 労使関係についての認識に関する事項
- (3) 正社員以外の労働者に関する事項
- (4) 労使間の交渉事項等
- (5) 団体交渉に関する事項
- (6) 労働争議に関する事項
- (7) 労使間の諸問題の解決手段に関する事項
- (8) 労働協約の締結に関する事項
- (9) 労働協約の運営状況に関する事項
- (10) 労働協約の承継に関する事項

4 調査の時期

令和4年6月30日現在の状況について、同年7月に調査を実施した。

5 調査の方法

都道府県労政主管課又は労政主管事務所の職員が調査客体労働組合に対して、調査票を直接又は郵送により配布・回収した。

なお、調査票の回収についてはインターネットを利用したオンライン報告方式を併用している。

6 集計・推計方法

産業、労働組合員数規模等の区分ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

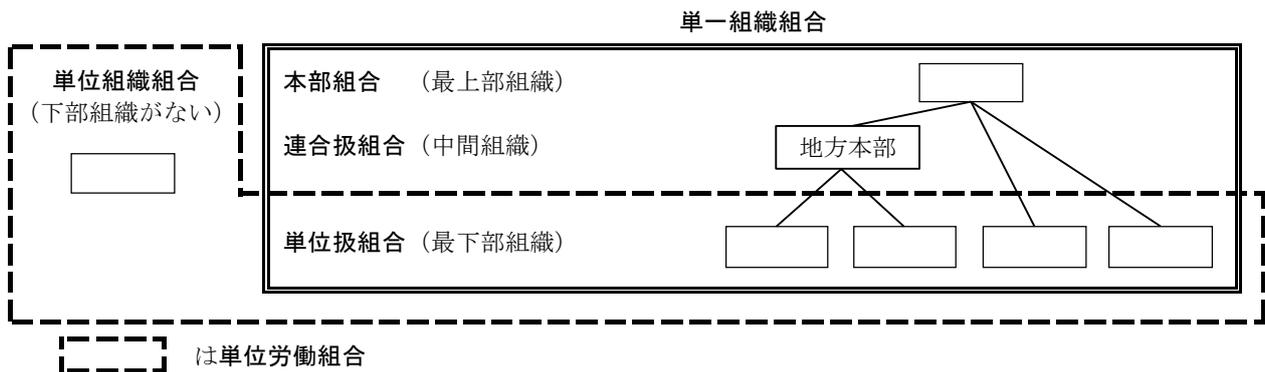
7 調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課－（都道府県労政主管事務所）－労働組合

8 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 5,159 有効回答数 3,137 有効回答率 60.8%

主な用語の定義



「単位組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部、分会等）を持たない労働組合をいう（上図参照）。

「単一組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部、分会等）を持つ労働組合をいう（上図参照）。

「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう（上図参照）。

「連合扱組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織に当たる「本部組合」と最下部組織に当たる「単位扱組合」の中間に位置する労働組合で、地方本部、地区本部等をいう（上図参照）。

「単位扱組合」

「単一組織組合」のうち、最下部組織をいう（上図参照）。

「単位労働組合」

「単位組織組合」と「単位扱組合」をいう（上図参照）。

「正社員」

事業所において正社員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、嘱託労働者及び派遣労働者を除く。

- ① 1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般労働者よりも少ない者
- ③ パートタイマー、パート等と呼ばれている者

「有期契約労働者」

正社員以外の労働者で、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、日々雇われている者、当該事業所を出向先とする出向社員、嘱託労働者及び派遣労働者を除く。

「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した労働者をいう。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

「企業外上部組織（産業別組織）」

産業別組織は、同一の産業の労働者で構成される労働組合の組織をいい、協議体組織、連合体組織を含む。また、産業別組織の地方組織も含む。

「企業外上部組織（地域別組織）」

地域別組織は、地方連合、地方全労連、地方全労協等の地方（都道府県別）組織又は、連合地域組織、地区労、地区同盟、全労連地域組織等の地域組織をいい、協議体組織、連合体組織を含む。なお、産業別組織の地方組織は、ここでいう地域別組織に含まない。

「労使協議機関」

経営・生産・労働条件・福利厚生等の事項を労使で協議するための常設的な機関をいい、労使協議会、経営協議会等の名称で通常呼ばれているものがこれに当たる。労使協議機関は本社にあり、その下部組織の専門委員会（生産性委員会、福利厚生委員会、安全・衛生委員会等）が事業所に設置されている場合も含む。

「苦情処理機関」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関をいう。

「労働協約」

労使間で結ばれる労働条件その他に関する取決めを書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

ただし、労働基準法に基づく次のような労使協定だけの場合は、労働協約を「締結をしている」には含まない。労働基準法第18条第2項（労働者の委託に基づく貯蓄金管理協定）、同法第24条第1項（賃金控除に関する協定、ただし、チェック・オフは除く）、同法第36条（時間外及び休日労働に関する協定）等。

「労働争議」

労働組合と使用者側との間で労働関係に関する主張が一致しないで、争議行為が発生又は第三者機関が関与したもの（労働委員会によるあっせん、調停、仲裁や都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員による助言等）をいう。

「争議行為」

同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）、作業所閉鎖（ロックアウト）、その他労働関係の当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為及びこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害するものをいう。なお、いわゆる政治スト、支援スト等は含まない。

利用上の注意

- 1 本調査は、調査体系の見直しにより、従来の「労働組合実態調査」、「労働組合活動実態調査」、「労働協約等実態調査」及び「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編したものである。
- 2 統計表中の「令和2年調査」は令和2年「労使間の交渉等に関する実態調査」を、「令和3年調査」は令和3年「労働組合活動等に関する実態調査」をそれぞれ指す。
- 3 令和2年調査は「本部組合」、「連合扱組合」及び「単位労働組合」を、令和3年調査は「本部組合」及び「単位労働組合」を調査対象としている。
過去の調査の数値は、原則として本調査と調査対象範囲が同一で比較が可能なもののみを掲載している。
- 4 統計表に用いている符号は次のとおりである。
 - (1) 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
 - (2) 「-」は、該当数値がないものを示す。
 - (3) 「…」は、調査していないものを示す。
- 5 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。

結果の概要

1 労使関係についての認識【本部組合及び単位労働組合】

使用者側との労使関係の維持についての認識をみると、「安定的に維持されている」51.9%（令和3年調査59.0%）、「おおむね安定的に維持されている」37.6%（同33.8%）であり、「安定的」と認識している労働組合は89.5%（同92.9%）、「どちらともいえない」7.1%（同5.0%）、「やや不安定である」1.5%（同1.4%）、「不安定である」1.0%（同0.6%）となっている（第1表）。

第1表 使用者側との労使関係の維持についての認識別割合（本部組合及び単位労働組合）

（単位：％）令和4年

区 分	計	労使関係の維持についての認識							
		安定的	安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	不安定	やや不安定である	不安定である	
									1)
本部組合及び単位労働組合 計	100.0	89.5	51.9	37.6	7.1	2.6	1.5	1.0	
＜ 企 業 規 模 ＞									
5,000 人 以 上	[23.3]	100.0	93.1	70.1	23.0	3.1	2.6	1.2	1.4
1,000 ～ 4,999 人	[23.9]	100.0	93.8	65.6	28.2	4.5	0.9	0.8	0.1
500 ～ 999 人	[12.1]	100.0	89.2	44.0	45.2	5.8	4.5	3.5	1.0
300 ～ 499 人	[10.3]	100.0	88.6	44.0	44.7	6.3	4.2	2.2	2.0
100 ～ 299 人	[19.3]	100.0	84.8	37.1	47.7	12.4	2.0	0.5	1.5
30 ～ 99 人	[11.1]	100.0	82.4	26.2	56.2	14.3	3.3	2.7	0.6
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞									
単 位 労 働 組 合	[94.9]	100.0	90.0	51.9	38.1	6.6	2.6	1.5	1.1
単 位 組 織 組 合	[42.7]	100.0	88.1	40.4	47.7	8.4	3.0	2.0	1.1
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[52.1]	100.0	91.5	61.3	30.2	5.2	2.2	1.1	1.1
本 部 組 合	[5.1]	100.0	81.8	52.8	29.0	15.9	2.1	1.8	0.2
令 和 3 年 調 査 計	100.0	92.9	59.0	33.8	5.0	2.0	1.4	0.6	

注：[] 内は、本部組合及び単位労働組合の計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

1) 労使関係の維持についての認識「不明」を含む。

2 正社員以外の労働者に関する状況【本部組合及び単位労働組合】

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」42.0%（令和3年調査37.3%）、「有期契約労働者」40.9%（同41.5%）、「嘱託労働者」38.2%（同39.6%）、「派遣労働者」5.0%（同6.6%）となっている。

また、労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」34.5%（同30.0%）、「有期契約労働者」32.4%（同32.9%）、「嘱託労働者」30.4%（同29.9%）、「派遣労働者」0.9%（同2.2%）となっている。（第2表）

第2表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（本部組合及び単位労働組合）

（単位：％）

区 分	事業所に該当労働者がいる計	組 合 加 入 資 格 の 有 無				
		組合加入資格がある	組 合 員 の 有 無		組合加入資格がない	
			組合員がいる	組合員はいない		
令 和 4 年 調 査						
パートタイム労働者	[65.3]	100.0	42.0	34.5	7.3	57.7
有期契約労働者	[60.5]	100.0	40.9	32.4	7.9	58.7
嘱託労働者	[71.8]	100.0	38.2	30.4	7.2	61.3
派遣労働者	[57.1]	100.0	5.0	0.9	4.0	94.7
令 和 3 年 調 査						
パートタイム労働者	[62.0]	100.0	37.3	30.0	6.8	62.2
有期契約労働者	[53.3]	100.0	41.5	32.9	7.8	57.9
嘱託労働者	[64.0]	100.0	39.6	29.9	8.7	60.0
派遣労働者	[49.6]	100.0	6.6	2.2	4.3	93.2

注：[] 内は、本部組合及び単位労働組合の計を100とした「正社員以外の労働者」別の構成割合である。

1) 組合加入資格の有無「不明」を含む。

2) 組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間（令和3年7月1日から令和4年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」66.2%（令和3年調査71.2%）が最も高く、次いで「同一労働同一賃金に関する事項」55.2%（同61.3%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」38.7%（同36.7%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」52.9%（同57.5%）が最も高くなっている。（第3表）

第3表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合
（本部組合及び単位労働組合）

複数回答（単位：%） 令和4年

区分	計	過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた事項													
		パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	嘱託労働者の雇用に関する事項	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度	正社員募集の際の正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）への通知	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項	派遣労働者に関する事項	同一労働同一賃金に関する事項		
		1)	2)	3)	38.7	23.9	66.2	52.9	28.2	44.8	34.4	25.7	55.2		
本部組合及び単位労働組合	計	[49.4]	100.0	35.5	36.5	34.6	38.7	23.9	66.2	52.9	28.2	44.8	34.4	25.7	55.2
企業規模															
5,000人以上	人	[55.5]	100.0	40.5	38.7	27.9	42.0	28.0	74.4	52.6	31.9	59.8	43.5	25.6	49.3
1,000～4,999人	人	[48.3]	100.0	42.0	40.6	38.2	40.9	28.4	62.4	55.1	31.7	41.8	33.9	22.7	63.5
500～999人	人	[51.4]	100.0	26.7	25.2	29.9	42.5	20.1	67.3	53.4	28.0	40.9	22.8	33.5	58.5
300～499人	人	[56.0]	100.0	25.3	25.0	28.9	34.3	22.3	76.1	60.8	33.0	45.8	35.5	23.9	55.8
100～299人	人	[44.8]	100.0	22.4	34.1	35.3	26.1	13.6	49.2	38.8	13.9	27.3	23.0	20.1	50.6
30～99人	人	[38.9]	100.0	55.9	55.5	57.9	49.1	28.0	71.2	65.3	29.7	46.8	47.2	35.8	54.2
労働組合の種類															
単位労働組合	計	[49.1]	100.0	36.4	37.0	34.4	39.0	24.4	66.3	53.0	27.9	45.0	34.6	25.4	54.7
単位組織組合	計	[47.6]	100.0	29.3	32.1	36.6	35.5	19.2	63.0	52.6	21.3	38.3	29.2	24.6	57.2
支部等の単位扱組合	計	[50.3]	100.0	42.0	40.9	32.8	41.7	28.5	69.0	53.3	33.0	50.1	38.8	26.0	52.7
本部組合	計	[56.0]	100.0	20.0	27.6	36.7	34.1	15.3	63.4	51.9	32.0	41.2	31.6	30.4	63.7
令和3年調査計		[55.1]	100.0	30.0	28.7	...	36.7	19.3	71.2	57.5	24.6	39.8	32.0	23.7	61.3

注：過去1年間とは、令和3年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

[]内は、本部組合及び単位労働組合の計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

- 1) 話合いが持たれた事項「不明」を含む。
- 2) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
- 3) 勤務する職務等に関する事項を含む。
- 4) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
- 5) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
- 6) 教育訓練（研修、セミナー等）について、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
- 7) 福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）の利用や社宅の貸与などについて、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
- 8) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
- 9) 受け入れ時における事前協議を含む。
- 10) 教育訓練、福利厚生等を含む。

3 事項別労使間の交渉に関する状況

過去3年間（令和元年7月1日から令和4年6月30日の期間。以下同じ。）において、「何らかの労使間の交渉があった」事項をみると、「賃金・退職給付に関する事項」72.6%（令和2年調査74.9%）、「労働時間・休日・休暇に関する事項」70.0%（同74.1%）、「雇用・人事に関する事項」60.4%（同61.0%）などとなっている。

事項別に「何らかの労使間交渉があった」組合のうち、「使用者側と話し合いが持たれた」割合をみると「賃金額」89.8%、「賃金制度」88.0%、「職場環境に関する事項」86.1%などとなっている。

また、「何らかの労使間の交渉があった」結果、「労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた」とする割合を事項別にみると、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度、介護休暇制度」42.2%（同37.5%）が最も高く、次いで「休日・休暇（育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度、介護休暇制度を除く）」34.9%（同32.7%）、「賃金額」32.6%（同37.1%）、「退職給付（一時金・年金）」32.6%（同30.5%）などとなっている。（第4表、図1）

第4表 過去3年間における労使間の交渉形態等の状況別割合

（単位：％）令和4年

事 項	何らかの労使間の交渉があった計		労使間の交渉形態（複数回答）					労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた	
			使用者側と話し合いが持たれた	団体交渉が行われた	労使協議機関での話し合いが行われた	労働争議が生じた	使用者側から一方的に説明・報告・通知等がなされた	令和4年	令和2年
賃金・退職給付に関する事項	[72.6]	100.0	90.0	57.3	37.6	1.4	5.5	35.7	38.3
賃金制度	[57.6]	100.0	88.0	50.1	33.7	1.4	4.6	32.1	33.3
賃金額	[64.6]	100.0	89.8	58.8	32.2	1.4	3.2	32.6	37.1
配偶者手当	[21.0]	100.0	78.0	41.1	32.6	1.6	5.2	30.0	24.0
退職給付（一時金・年金）	[34.2]	100.0	81.8	42.6	31.6	1.8	4.2	32.6	30.5
労働時間・休日・休暇に関する事項	[70.0]	100.0	86.7	42.5	43.1	1.4	4.9	37.4	37.0
所定内労働時間	[39.4]	100.0	83.7	38.3	40.1	1.8	4.2	26.0	28.0
所定外・休日労働	[42.7]	100.0	84.6	34.8	41.8	1.8	4.2	22.4	25.8
休日・休暇 1)	[49.5]	100.0	85.2	41.2	37.5	1.5	3.8	34.9	32.7
育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度、介護休暇制度	[47.5]	100.0	81.4	35.8	35.2	1.4	4.9	42.2	37.5
雇用・人事に関する事項	[60.4]	100.0	86.3	32.1	47.2	1.2	15.8	22.3	20.2
要員計画・採用計画	[34.3]	100.0	74.2	16.9	38.0	1.6	13.5	8.9	6.6
雇用の維持・解雇	[25.1]	100.0	73.3	20.2	37.2	1.8	9.2	15.0	13.3
配置転換・出向	[30.6]	100.0	71.8	14.2	39.8	1.6	15.2	12.3	11.0
昇進・昇格・懲戒処分	[35.8]	100.0	72.2	16.7	33.8	1.6	17.2	15.7	11.7
人事考課制度（慣行的制度を含む）	[34.5]	100.0	76.3	22.3	39.9	1.7	8.8	17.9	17.7
定年制・再雇用・勤務延長	[34.3]	100.0	80.9	28.9	35.2	1.3	6.6	21.9	18.5
職場環境に関する事項	[57.1]	100.0	86.1	24.0	43.1	1.1	2.4	10.3	10.5
健康管理に関する事項	[46.4]	100.0	83.7	17.7	44.1	1.3	4.7	10.0	10.5
経営に関する事項	[40.7]	100.0	79.1	15.9	46.6	1.1	12.6	8.7	7.8
企業組織の再編・事業部門の縮小等	[28.4]	100.0	73.5	16.5	42.9	0.7	15.5	12.0	10.7
教育訓練に関する事項	[26.2]	100.0	73.8	19.8	34.4	0.9	13.2	10.6	9.0
福利厚生に関する事項	[46.0]	100.0	81.9	27.4	36.9	1.6	5.2	17.9	20.2
男女の均等取扱いに関する事項	[21.8]	100.0	75.5	16.9	34.5	2.0	8.3	14.2	17.5
労働協約の解釈・疑義に関する事項	[19.7]	100.0	74.9	17.1	36.2	2.9	6.5	20.3	22.5
同一労働同一賃金に関する事項 2)	[31.4]	100.0	80.5	29.0	37.0	2.2	5.1	18.4	17.9

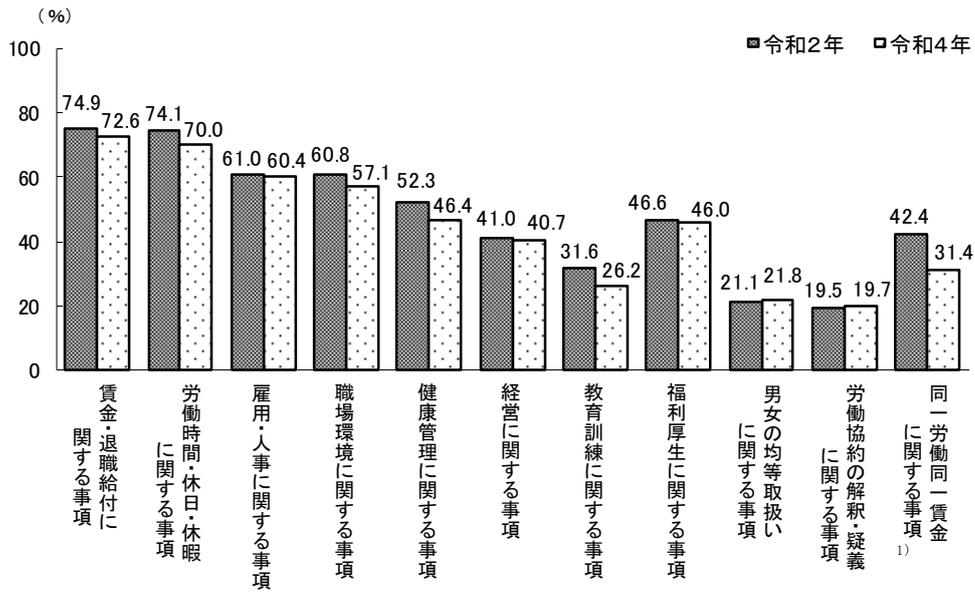
注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

[] 内は、労働組合の計を100とした「労使間の交渉事項」別の構成割合である。

1) 育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度、介護休暇制度を除く。

2) 教育訓練、福利厚生等を含む。

図1 過去3年間における何らかの労使間の交渉があった事項別割合（複数回答）



注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

1) 教育訓練、福利厚生等を含む。

4 団体交渉に関する状況

(1) 団体交渉の有無及び交渉形態

過去3年間において、使用者側との間で行われた団体交渉の状況を見ると、「団体交渉を行った」68.2%（令和2年調査70.5%）、「団体交渉を行わなかった」30.7%（同29.4%）となっている。

「団体交渉を行った」労働組合について、交渉形態（複数回答）をみると、「当該労働組合のみで交渉」85.4%（同85.3%）が最も高く、次いで「企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉」11.8%（同12.4%）、「企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉」3.2%（同4.4%）などとなっている。（第5表）

第5表 過去3年間における団体交渉の有無及び交渉形態別割合

（単位：%）令和4年

区分	計	団体交渉を行った	交渉形態（複数回答）					団体交渉を行わなかった
			当該労働組合のみで交渉	企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉	企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉	企業外上部組織（地域別組織）と一緒に交渉	その他	
計	100.0	68.2 (100.0)	(85.4)	(11.8)	(3.2)	(1.1)	(1.3)	30.7
＜ 企業規模 ＞								
5,000人以上	100.0	56.4 (100.0)	(77.4)	(21.7)	(1.9)	(0.2)	(0.1)	43.0
1,000～4,999人	100.0	59.0 (100.0)	(84.8)	(14.2)	(2.8)	(0.3)	(0.4)	39.3
500～999人	100.0	80.3 (100.0)	(80.9)	(17.4)	(2.9)	(1.6)	(0.5)	17.1
300～499人	100.0	83.0 (100.0)	(90.0)	(8.8)	(7.9)	(3.2)	(1.3)	17.0
100～299人	100.0	72.3 (100.0)	(92.1)	(2.0)	(1.2)	(0.7)	(4.8)	26.7
30～99人	100.0	80.6 (100.0)	(88.9)	(4.3)	(4.8)	(2.0)	(0.5)	19.4
＜ 労働組合の種類 ＞								
単位労働組合	100.0	67.7 (100.0)	(85.4)	(11.3)	(3.2)	(1.2)	(1.5)	31.2
単位組織組合	100.0	81.1 (100.0)	(94.9)	(-)	(3.2)	(1.6)	(1.7)	18.4
支部等の単位扱組合	100.0	56.6 (100.0)	(74.2)	(24.6)	(3.3)	(0.7)	(1.2)	41.7
連合扱組合	100.0	69.6 (100.0)	(82.1)	(30.8)	(-)	(-)	(-)	30.4
本部組合	100.0	78.2 (100.0)	(87.2)	(11.7)	(3.7)	(0.6)	(0.1)	21.8
令和2年調査計	100.0	70.5 (100.0)	(85.3)	(12.4)	(4.4)	(2.0)	(0.6)	29.4

注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

（ ）内は、団体交渉を行った労働組合に対する割合である。

1) 団体交渉の有無「不明」を含む。

2) 団体交渉の交渉形態「不明」を含む。

(2) 団体交渉の1年平均交渉回数

過去3年間に団体交渉を行った労働組合について、団体交渉の1年平均交渉回数をみると、「1～2回」36.7%（令和2年調査30.9%）が最も高く、次いで「3～4回」31.5%（同34.5%）、「5～9回」21.8%（同23.9%）などとなっている（第6表）。

第6表 過去3年間にける団体交渉の1年平均交渉回数別割合

（単位：％）令和4年

区 分	団体交渉を行った計		1年平均交渉回数				
			1～2回	3～4回	5～9回	10～19回	20回以上
計	[68.2]	100.0	36.7	31.5	21.8	6.1	2.3
< 企業規模 >							
5,000人以上	[56.4]	100.0	40.6	20.4	23.4	3.0	6.9
1,000～4,999人	[59.0]	100.0	33.6	29.7	24.4	10.5	1.4
500～999人	[80.3]	100.0	30.9	38.2	24.5	5.5	0.8
300～499人	[83.0]	100.0	42.4	25.5	20.9	10.5	0.6
100～299人	[72.3]	100.0	38.3	36.0	19.1	5.7	0.6
30～99人	[80.6]	100.0	34.0	43.1	17.3	0.7	2.3
< 労働組合の種類 >							
単 位 労 働 組 合	[67.7]	100.0	37.1	32.0	21.7	5.8	1.9
単 位 組 織 組 合	[81.1]	100.0	36.4	35.0	20.5	6.0	1.2
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[56.6]	100.0	37.9	28.4	23.2	5.6	2.6
連 合 扱 組 合	[69.6]	100.0	28.2	12.8	25.6	12.8	12.8
本 部 組 合	[78.2]	100.0	33.4	31.8	21.5	7.1	4.7
令和2年調査計	[70.5]	100.0	30.9	34.5	23.9	8.0	2.2

注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

[] 内は、労働組合の計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

1) 団体交渉の1年平均交渉回数「不明」を含む。

(3) 団体交渉を行わなかった理由

過去3年間に団体交渉を行わなかった労働組合について、その主な理由をみると、「上部組織又は下部組織が団体交渉を行うことになっているから」50.7%（令和2年調査57.5%）が最も高く、次いで「団体交渉を行う案件がなかったから」20.2%（同17.7%）、「労使協議機関で話合いができたから」17.7%（同18.8%）となっている（第7表）。

第7表 過去3年間に団体交渉を行わなかった理由別割合

（単位：％）令和4年

区 分	団体交渉を行わなかった計		団体交渉を行わなかった理由			
			団体交渉を行う案件がなかったから	労使協議機関で話合いができたから	上部組織又は下部組織が団体交渉を行うことになっているから ²⁾	その他
計	[30.7]	100.0	20.2	17.7	50.7	2.3
< 企業規模 >						
5,000人以上	[43.0]	100.0	5.1	10.0	72.8	0.2
1,000～4,999人	[39.3]	100.0	12.6	7.7	68.8	1.0
500～999人	[17.1]	100.0	18.1	38.9	31.7	5.7
300～499人	[17.0]	100.0	34.1	49.6	13.7	0.7
100～299人	[26.7]	100.0	44.3	30.2	12.3	8.5
30～99人	[19.4]	100.0	62.0	23.3	1.8	1.9
< 労働組合の種類 >						
単 位 労 働 組 合	[31.2]	100.0	19.2	17.4	52.1	2.4
単 位 組 織 組 合	[18.4]	100.0	47.4	34.3	6.0	3.3
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[41.7]	100.0	9.0	11.3	68.8	2.0
連 合 扱 組 合	[30.4]	100.0	5.9	5.9	70.6	-
本 部 組 合	[21.8]	100.0	57.8	32.6	0.4	2.8
令和2年調査計	[29.4]	100.0	17.7	18.8	57.5	3.8

注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

[] 内は、労働組合の計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。

1) 団体交渉を行わなかった理由「不明」を含む。

2) 調査客体労働組合は団体交渉を行わず、調査客体労働組合の上部組織や下部組織が団体交渉を行うことになっている場合のほか、実際に、調査客体労働組合は団体交渉を行わなかったが、調査客体労働組合の上部組織や下部組織が団体交渉を行った場合をいい、上部組織は企業内上部組織だけでなく、企業外上部組織（産業別組織・地域別組織）を含む。

5 労働争議に関する状況

過去3年間において、労働組合と使用者との間で発生した労働争議の状況をみると、「労働争議があった」3.5%（令和2年調査2.7%）、「労働争議がなかった」95.5%（同97.2%）となっている。

また、過去3年間に「労働争議がなかった」労働組合について、その理由（複数回答 主なもの3つまで）をみると、「対立した案件がなかったため」54.3%（令和2年調査55.8%）が最も高く、次いで「対立した案件があったが話し合いで解決したため」38.1%（同34.7%）、「対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため」11.7%（同12.5%）となっている。（第8表）

第8表 過去3年間における労働争議の有無及び労働争議がなかった理由別割合

（単位：％）令和4年

区分	計	労働争議があった	労働争議がなかった	労働争議がなかった理由（複数回答 主なもの3つまで）										
				た対た 立た し た 案 件 が な か つ た	めが 対 話 立 合 し た た め で 案 件 決 し た	たほ が 対 立 し た 重 要 な 事 案 が な か つ た	し 労 使 間 の 懸 念	化と 労 働 争 議 に 関 連 し た 事 業 の 悪 化	判と 労 働 争 議 に 関 連 し た 事 業 の 悪 化	判も 労 働 争 議 に 関 連 し た 事 業 の 悪 化	を部 上 行 組 織 の た た み で み た	らと 労 働 争 議 に 関 連 し た 事 業 の 悪 化	そ の 他	
計	100.0	3.5	95.5 (100.0)	(54.3)	(38.1)	(11.7)	(7.7)	(3.1)	(2.4)	(6.5)	(4.9)	(0.9)	(2.7)	
＜ 企業規模 ＞														
5,000人以上	100.0	3.2	95.7 (100.0)	(43.8)	(46.1)	(13.2)	(3.2)	(1.9)	(3.5)	(4.7)	(11.1)	(0.7)	(2.6)	
1,000～4,999人	100.0	3.2	95.0 (100.0)	(59.1)	(31.0)	(9.7)	(6.1)	(2.0)	(2.1)	(4.5)	(8.5)	(0.6)	(2.4)	
500～999人	100.0	4.6	95.3 (100.0)	(50.1)	(41.7)	(14.4)	(7.0)	(5.4)	(2.6)	(13.8)	(1.1)	(0.5)	(2.2)	
300～499人	100.0	4.8	94.7 (100.0)	(62.6)	(42.7)	(11.9)	(14.1)	(1.9)	(1.5)	(8.3)	(0.2)	(2.5)	(1.3)	
100～299人	100.0	2.4	96.5 (100.0)	(58.5)	(35.8)	(8.6)	(11.1)	(3.0)	(0.8)	(7.0)	(0.1)	(0.4)	(4.7)	
30～99人	100.0	4.5	95.5 (100.0)	(57.0)	(31.5)	(14.8)	(10.1)	(7.0)	(3.9)	(4.3)	(0.3)	(2.0)	(1.9)	
＜ 労働組合の種類 ＞														
単位労働組合	100.0	3.5	95.5 (100.0)	(54.3)	(37.9)	(11.6)	(7.9)	(3.2)	(2.3)	(6.5)	(5.2)	(0.8)	(2.8)	
単位組織組合	100.0	3.9	95.5 (100.0)	(56.5)	(38.5)	(14.0)	(11.9)	(4.4)	(2.1)	(7.5)	(0.6)	(1.5)	(2.1)	
支部等の単位別組合	100.0	3.2	95.5 (100.0)	(52.6)	(37.4)	(9.6)	(4.7)	(2.2)	(2.3)	(5.7)	(8.9)	(0.2)	(3.3)	
連合組合	100.0	-	100.0 (100.0)	(41.1)	(58.9)	(12.5)	(-)	(1.8)	(5.4)	(8.9)	(5.4)	(7.1)	(3.6)	
本部組合	100.0	4.3	94.7 (100.0)	(60.9)	(30.8)	(13.5)	(6.5)	(2.7)	(3.5)	(5.3)	(-)	(0.7)	(1.5)	
令和2年調査計	100.0	2.7	97.2 (100.0)	(55.8)	(34.7)	(12.5)	(7.3)	(4.1)	(3.3)	(8.7)	(4.5)	(0.5)	(3.0)	

注：過去3年間とは、令和元年7月1日から令和4年6月30日までをいう。

（ ）内は、労働争議がなかった労働組合に対する割合である。

- 1) 労働争議の有無「不明」を含む。
- 2) 労働争議がなかった理由「不明」を含む。

6 今後における労使間の諸問題の解決手段

労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段をみると、「団体交渉」49.8%（令和2年調査50.7%）が最も高く、次いで「労使協議機関」43.3%（同44.9%）、「苦情処理機関」1.7%（同0.9%）、「争議行為」0.7%（同0.9%）となっている（第9表）。

第9表 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段別割合

（単位：％）令和4年

区分	計	争議行為	団体交渉	労使協議機関	苦情処理機関	その他
計	100.0	0.7	49.8	43.3	1.7	2.7
＜ 企業規模 ＞						
5,000人以上	100.0	0.7	39.4	52.3	1.7	3.9
1,000～4,999人	100.0	0.2	46.5	46.7	0.8	3.0
500～999人	100.0	0.2	45.8	51.0	0.8	1.7
300～499人	100.0	0.0	45.1	48.9	3.6	1.6
100～299人	100.0	1.4	63.5	30.7	0.3	2.4
30～99人	100.0	1.9	64.8	23.8	5.4	2.1
＜ 労働組合の種類 ＞						
単位労働組合	100.0	0.8	49.8	42.9	1.8	2.8
単位組織組合	100.0	1.2	53.5	39.4	2.3	2.3
支部等の単位別組合	100.0	0.4	46.8	45.8	1.4	3.2
連合組合	100.0	-	48.2	50.0	-	1.8
本部組合	100.0	0.2	49.4	46.9	0.2	1.6
令和2年調査計	100.0	0.9	50.7	44.9	0.9	2.0

注：1) 最も重視する手段「不明」を含む。

7 労働協約に関する状況

労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約の締結状況をみると、労働協約を「締結している」94.5%（令和2年調査93.1%）、「締結していない」4.7%（同6.8%）となっている。

また、「労働協約を締結している」労働組合について、その締結主体をみると、「当該労働組合において締結」61.0%が最も高く、次いで「上部組織において締結」26.6%、「当該労働組合及び上部組織双方において締結」8.1%となっている。（第10表）

第10表 労働協約の締結の有無及び労働協約の締結主体別割合

（単位：％）令和4年

	計	労働協約の締結主体			労働協約を締結していない	
		労働協約を締結している	当該労働組合において締結	上部組織において締結		当該労働組合及び上部組織双方において締結
	1)	2)				
計	100.0	94.5 (100.0)	(61.0)	(26.6)	(8.1)	4.7
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	98.4 (100.0)	(37.1)	(47.9)	(11.8)	1.1
1,000～4,999人	100.0	95.5 (100.0)	(49.2)	(42.9)	(6.0)	2.5
500～999人	100.0	96.6 (100.0)	(69.7)	(17.7)	(10.1)	2.9
300～499人	100.0	97.2 (100.0)	(79.5)	(7.2)	(8.7)	2.8
100～299人	100.0	87.6 (100.0)	(83.2)	(4.7)	(5.5)	11.3
30～99人	100.0	90.5 (100.0)	(79.8)	(3.9)	(5.1)	9.5
< 労働組合の種類 >						
単位労働組合	100.0	94.8 (100.0)	(59.9)	(27.4)	(8.2)	4.3
単位組織組合	100.0	92.6 (100.0)	(85.9)	(2.4)	(3.8)	6.9
支部等の単位別組合	100.0	96.6 (100.0)	(39.4)	(47.1)	(11.8)	2.1
連合扱組合	100.0	98.2 (100.0)	(38.2)	(43.6)	(14.5)	1.8
本部組合	100.0	86.9 (100.0)	(94.5)	(0.9)	(2.0)	13.0
令和2年調査計	100.0	93.1 (…)	(…)	(…)	(…)	6.8

注：（ ）内は、労働協約を締結している労働組合に対する割合である。

1) 労働協約を締結している「不明」を含む。

2) 労働協約の締結主体「不明」を含む。